

○姫路市福祉医療費助成条例

昭和48年6月25日

条例第32号

改正 昭和49年7月1日条例第37号

昭和54年3月28日条例第9号

昭和57年3月29日条例第7号

昭和57年12月27日条例第45号

昭和59年12月26日条例第55号

昭和62年2月13日条例第1号

昭和63年9月29日条例第33号

平成元年3月24日条例第5号

平成3年6月24日条例第19号

平成3年12月20日条例第36号

平成4年3月26日条例第13号

平成6年3月29日条例第7号

平成7年6月26日条例第18号

平成11年3月30日条例第7号

平成12年12月20日条例第76号

平成13年3月28日条例第15号

平成13年6月29日条例第42号

平成13年10月12日条例第50号

平成14年3月27日条例第16号

平成14年9月12日条例第34号

平成15年3月26日条例第8号

平成17年3月28日条例第12号

平成17年12月20日条例第110号

平成18年3月27日条例第23号

平成18年12月19日条例第107号

平成19年3月28日条例第21号

平成20年3月26日条例第2号

平成21年3月25日条例第5号

平成22年3月29日条例第11号
平成24年3月27日条例第7号
平成24年3月27日条例第16号
平成25年3月27日条例第17号
平成26年3月26日条例第11号
平成26年6月20日条例第38号
平成27年3月24日条例第16号
平成29年3月28日条例第11号
平成30年6月27日条例第33号
平成30年12月20日条例第58号
令和2年3月26日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者、母子家庭の母子、父子家庭の父子、乳児、こども等及び遺児（以下これらの者を「高齢期移行者等」という。）の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による医療を受けることができる者を除く。）をいう。

(2) 重度障害者 次のア、イ又はウに掲げる者（法の規定による医療を受けることができる者を除く。）をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当

する医師により重度知的障害者（児）と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害の程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）

(3) 母子家庭の母子 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養すべき者である児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の月末までにある者で別表に定めるものをいう。以下同じ。）を現に監護するもの（以下「母子家庭の母等」という。）及び当該監護される児童をいう。

(4) 父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であってその子である児童を現に監護するもの（以下「父子家庭の父」という。）及び当該監護される児童をいう。

(5) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。

(6) 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(7) こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(8) こども等 幼児等及びこどもをいう。

(9) 遺児 次のア、イ、ウ又はエに掲げる者で婚姻をしていないものをいう。

ア 両親が死亡した児童

イ 両親の生死が明らかでない児童

ウ 両親から遺棄されている児童

エ 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、又は両親が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

(10) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児、こども等又は遺児を現に監護するものをいう。

(11) 医療保険各法の給付 医療保険各法（母子家庭の母等及び父子家庭の父に係る場合においては法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法を、その他の者に係る場合

においては法第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給(家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。

(12) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款又は運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額をいう。

(13) 保険医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

(14) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法

第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (15) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。第3条第5項第2号において同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（福祉医療費の支給）

第3条 市は、市内に住所を有する高齢期移行者等の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該乳児及び当該子ども等の保護者に対して当該医療の給付に係る被保険者等負担額に相当する額を、並びに当該重度障害者（当該重度障害者が未成年者である場合には、当該重度障害者の保護者）、当該母子家庭の母等、当該父子家庭の父、当該遺児の保護者及び当該高齢期移行者に対して次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ福祉医療費として支給する。

- (1) 当該重度障害者（当該重度障害者が未成年者である場合には、当該重度障害者の保護者） 被保険者等負担額から次のア及びイに掲げる額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養（乳児及び子ども等に係る入院以外の療養及び同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養を除く。）である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）を上限として当該被保険者等負担額に相当する額

イ 入院療養（乳児及び子ども等に係る入院療養及び入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4日目以降の入院療養を除く。）である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の1

00分の10に相当する額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において行う療養については、2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- (2) 当該母子家庭の母等、当該父子家庭の父及び当該遺児の保護者（これらをこの号において「保護者等」という。） 被保険者等負担額から次のア及びイに掲げる額を一部負担金として控除した額（保護者等について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の所得が規則で定める額以上である場合は、当該保護者等に監護される児童に係るものに限る。）

ア 入院以外の療養（乳児及び子ども等に係る入院以外の療養及び同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養を除く。）である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）を上限として当該被保険者等負担額に相当する額

イ 入院療養（乳児及び子ども等に係る入院療養及び入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4日目以降の入院療養を除く。）である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において行う療養については、3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- (3) 当該高齢期移行者 次のア及びイに掲げる額の合計額

ア 被保険者等負担額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額

イ アの一部負担金について、規則で定める額を同月内に医療に要した入院又は入院以外に係る一部負担金として支払う限度として法第84条の規定の例によれば同条に規定する高額療養費が支給されることとなる場合は、当該高額療養費に相当する額

- 2 前項各号に規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項第1号及び第2号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害等による収入の減少その他の規則で定める特別の理由により、同項各号に規定する一部負担金を負担することが困難であると認め

られる者（重度障害者でない子ども、母子家庭の子でない子ども、父子家庭の子でない子ども及び遺児でない子どもの保護者は除く。）に対し、被保険者等負担額に相当する額を福祉医療費として支給することができる。

- 5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、福祉医療費を支給しない。
- (1) 当該疾病又は負傷について医療保険各法以外の法令、条例、規則又は規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担による医療に関する給付が行われた場合。ただし、児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターから同法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた場合に支給される同条に規定する肢体不自由児通所医療費を除く。
 - (2) 高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者でない場合又は医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円を超える場合
 - (3) 高齢期移行者が所得を有しない者でなく、かつ、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までに掲げる区分の認定を受けていない場合
 - (4) 重度障害者及び重度障害者の配偶者並びに重度障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。）及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が規則で定める額以上である場合
 - (5) 母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該母子家庭の母子若しくは父子家庭の父子の生計を維持する者又は遺児の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の所得が規則で定める額以上である場合
 - (6) こども等（3歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者を除く。以下この条において同じ。）の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該こども等の生計を維持する者又はこども等の保護者について医療保険各法の給付が行われた月の属す

る年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。）及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が規則で定める額以上である場合

- 6 前項第2号から第6号までの規定にかかわらず、市長は、失業による収入の減少その他の規則で定める特別の理由があると認められる者（重度障害者でない子ども、母子家庭の子でない子ども、父子家庭の子でない子ども及び遺児でない子どもの保護者は除く。）に対し、規則の定めるところにより福祉医療費を支給することができる。
- 7 第5項第4号及び第6号に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 8 第5項第4号及び第6号に規定する所得割の額については、重度障害者、重度障害者の配偶者、重度障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該重度障害者の生計を維持するもの、子ども等の同項に定める扶養義務者で当該子ども等の生計を維持するもの又は子ども等の保護者（以下この項及び次項において「重度障害者等」という。）が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前年。以下同じ。）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有していた場合（地方税法第737条の2第2項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして算定するものとする。
- 9 第5項第4号及び第6号に規定する所得割の額については、重度障害者等が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の1月1日において、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた場合であって、地方税法第737条の2第1項の規定の適用を

受けるときは、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして算定するものとする。

10 第5項第4号及び第6号に規定する所得割の額を算定する場合には、これらの規定に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割を課されないこととなる者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割を課されないこととなる者であるときは、当該所得割の額を0とする。

11 第5項第4号及び第6号に規定する所得割の額を算定する場合には、これらの規定に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

（申請）

第4条 前条に規定する福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

（支給方法の特例）

第5条 高齢期移行者等が、規則で定める手続に従い、規則で定める病院、診療所又は薬局（以下「県内保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

（損害賠償との調整）

第6条 市長は、高齢期移行者等が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

（福祉医療費の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があると認めるときは、その者に対し、当該支給を受けた額の全額又は一部を返還させるものとする。

（受給権の保護）

第8条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

（姫路市老人医療費助成条例の廃止）

2 姫路市老人医療費助成条例（昭和47年姫路市条例第2号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の規定のうち老人に係る福祉医療費に関する部分は、この条例の施行の日以後の老人の疾病及び負傷について適用し、同日前の老人の疾病及び負傷については、なお従前の例による。

（4町の編入に伴う経過措置）

4 家島町、夢前町、香寺町及び安富町の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧家島町福祉医療費助成条例（平成4年家島町条例第13号。以下「旧家島町条例」という。）、

旧夢前町福祉医療費助成条例（昭和48年夢前町条例第28号。以下「旧夢前町条例」という。）若しくは旧香寺町福祉医療費助成条例（平成4年香寺町条例第11号。以下「旧香寺町条例」という。）又は旧安富町福祉医療費助成条例（昭和48年安富町条例第346号）若しくは旧安富町母子家庭等医療費助成条例（昭和54年安富町条例第492号）（以下これらを「旧安富町条例」という。）の規定によりなされた申請は、この条例の相当規定によりなされた申請とみなす。

- 5 編入日前に家島町、夢前町、香寺町及び安富町の区域に住所を有していた者に対し編入日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、それぞれ旧家島町条例、旧夢前町条例、旧香寺町条例又は旧安富町条例の例による。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

- 6 老人が、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間に、医療保険各法の規定による医療を受けた場合における第3条第5項第2号の規定の適用については、同号中「課されている場合」とあるのは、「課されている場合で、かつ、老人が地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項若しくは第4項の適用を受けていない場合」とする。

附 則（昭和49年7月1日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和49年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定のうち乳児に係る福祉医療費に関する部分は、この条例の施行の日以後に受けた乳児の疾病又は負傷に係る医療について適用し、同日前に受けた乳児の疾病又は負傷に係る医療については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月28日条例第9号）

- 1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

- 2 この条例の規定のうち母子家庭の母子に係る福祉医療費に関する部分は、この条例の施行の日以後に受けた母子家庭の母子の疾病又は負傷に係る医療について適用し、同日前に受けた母子家庭の母子の疾病又は負傷に係る医療については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年3月29日条例第7号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る

る医療については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年12月27日条例第45号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月26日条例第55号）

- 1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条の規定は、疾病又は負傷により昭和59年10月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年2月13日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日以降の診療に適用する。

附 則（昭和63年9月29日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月24日条例第5号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月24日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、平成3年4月1日以後に受けた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月20日条例第36号）

- 1 この条例は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月26日条例第13号）

- 1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以

後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月29日条例第7号）

- 1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月26日条例第18号）

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「第7条」を「第6条」に改める部分を除く。）は平成11年4月1日から、第2条第6号の改正規定、第2条の改正規定中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える部分及び第3条第1項の改正規定は平成11年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条第1項の規定は、平成11年7月1日以後に行われた医療の給付に係る福祉医療費の支給について適用する。

附 則（平成12年12月20日条例第76号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条第2項の規定は、平成13年1月1日以後に行われた医療の給付に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療の給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月28日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条の規定は、平成13年1月1日以後に行われた医療の給付に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療の給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月29日条例第42号）

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）第3条第1項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 平成10年7月1日から平成13年10月31日までの間に出生した者が、3歳の誕生日の属する月の末日までの間に、医療保険各法の規定による医療を受けた場合には、その保護者に対して支給する福祉医療費の額は、新条例第3条第1項第1号の規定にかかわらず、当該医療に係る被保険者等負担額とする。
- 4 老人が、この条例の施行の日から平成15年6月30日までの間に、医療保険各法の規定による医療を受けた場合には、新条例第3条第4項第2号の規定の適用については、同号中「課されている場合」とあるのは、「課されている場合で、かつ、当該老人の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得）について同法第292条第1項第13号の規定により算定した当該老人の合計所得金額が145万円を超える場合」とする。

附 則（平成13年10月12日条例第50号）

- 1 この条例は、平成13年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月27日条例第16号）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 姫路市福祉医療費助成条例第3条及び第4条本文の規定は、平成8年4月2日から同月30日までの間に出生した者が平成14年5月1日から同年6月30日までの間に受けた医療保険各法の規定による医療の給付及び平成8年5月1日から同月31日までの間に出生した者が平成14年6月1日から同月30日までの間に受けた医療保険各法の規定による医療の給付についても適用する。

附 則（平成14年9月12日条例第34号）

- 1 この条例中第1条の規定は平成14年10月1日から、第2条の規定は平成15年1月1日から、第3条の規定は平成15年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条の規定は、平成14年

10月1日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条の規定は、平成15年1月1日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条の規定は、平成15年4月1日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月26日条例第8号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第12号）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年4月1日から、第3条の規定は同年7月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条の規定は、平成16年7月1日以降に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、平成17年7月1日以降に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月20日条例第110号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第23号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月19日条例第107号）

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月28日条例第21号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第5号）

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 老人が施行日から平成23年6月30日までの間に医療保険各法の規定による医療を受けた場合における新条例第3条第5項第2号の規定の適用については、同号中「市町村民税世帯非課税者でない場合又は医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円を超える」とあるのは「市町村民税世帯非課税者でない」とする。
- 4 重度障害者が施行日から平成23年6月30日までの間に医療保険各法の規定による医療を受けた場合において、新条例第3条第5項第3号に掲げる場合に該当し、かつ、この条例による改正前の姫路市福祉医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第3条第5項第3号から第5号までに掲げる場合（重度障害者に係るものに限る。）に該当しないときは、新条例第3条第5項第3号の規定にかかわらず、重度障害者に係る福祉医療費を支給する。この場合において、同条第1項第1号ア中「600円」とあるのは「900円」と、同号イ中「2,400円」とあるのは「3,600円」と読み替えるものとする。
- 5 幼児等（3歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者を除く。以下この項において同じ。）が施行日から平成23年6月30日までの間に医療保険各法の規定による医療を受けた場合において、新条例第3条第5項第5号に掲げる場合に該当し、かつ、旧条例第3条第5項第5号に掲げる場合（幼児等に係るものに限る。）に該当しないと

きは、新条例第3条第5項第5号の規定にかかわらず、幼児等に係る福祉医療費を支給する。この場合において、同条第1項第2号ア中「800円」とあるのは「1,200円」と、同号イ中「3,200円」とあるのは「4,800円」と読み替えるものとする。

附 則（平成22年3月29日条例第11号）

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日条例第7号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2—3 〔略〕

附 則（平成24年3月27日条例第16号）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第10号の改正規定 公布の日
 - (2) 第3条第5項第1号の改正規定 平成24年4月1日
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例第3条第5項第3号及び第5号の規定は、平成24年7月1日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日条例第17号）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月26日条例第11号）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第1項第5号の規定は、65歳の誕生日が平成26年7月1日以後の老

人について適用し、65歳の誕生日が同日前の老人については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月20日条例第38号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の姫路市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われる医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条第5項第3号の規定は、65歳の誕生日が平成29年7月1日以後の高齢期移行者について適用し、65歳の誕生日が同日前の高齢期移行者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月27日条例第33号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第3条第5項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第58号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条第14号並びに第3条第10項及び第11項の規定は、平成30年9月1日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

1	高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部在学中の者
---	-----------------------------------

2	高等専門学校に在学し第3学年の課程を終了するまでの者
3	専修学校の高等課程に在学中の者（ただし、高等学校卒業者は除く。）
4	外国人学校（専ら外国人が通学する各種学校で高等学校に準ずると認められるものをいう。）に在学中の者

備考 この表における学校に係る用語の意義は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定の例によるものとする。